

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

しずおかの居場所助成事業実施要領

(「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」
別表「3 ボランティア育成・活動推進助成事業」に該当)

1 趣旨

民間非営利のNPO・ボランティアグループ等（以下「グループ」という。）が行う居場所づくりに対し助成を行うものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 助成対象となるグループ

静岡県内のグループで、原則として下記の要件を満たすものとする。

- (1) グループ内の活動者が5人以上いること。
- (2) 既に活動しているグループであること。（活動年数は問わない）
- (3) 下部グループへの支援又は物品の貸出等のみを行うグループでないこと。
- (4) グループの設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。
- (5) 法人は、特定非営利活動法人（NPO法人）のみとする。
- (6) 前年度に本事業の助成を受けていないこと。
- (7) 事業を遂行する実施体制及び実行能力が不透明なグループでないこと。
- (8) ボランティア連絡協議会等の活動者の協議体でないこと。
- (9) 自治会・町内会、まちづくり協議会でないこと。
- (10) 反社会的勢力、及び反社会的勢力と密接な関わりがあるグループでないこと。
- (11) 前年度から過去5年間に、ふれあい基金から2回以上助成を受けていないグループであること。

3 助成対象となる事業

静岡県内において居場所の開設又は活動のブラッシュアップ（対象者を広げる等）を行う事業

※こども食堂（地域食堂）含む

4 対象外事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 地方公共団体等の委託を受けて行う事業
- (3) 特定の個人又はグループの利益のみに寄与する事業
- (4) 公的な補助や他団体による助成を受けている事業
(ただし、公的な助成対象経費が明確に区分(助成交付要綱等により文書で明確に規定)されているとともに、公的な助成対象外経費の内、ふれあい基金では助成対象経費となっている場合は除く。)

5 助成額及び対象経費

(1) 助成額 1グループ 15万円以内

(2) 助成対象経費 賃借料（家賃を除く）、備品費、通信運搬費（電話代を除く）、消耗品費、印刷製本費、保険料、

(3) 助成対象外経費

①グループの経常的な運営経費（活動者の人件費・謝金・旅費・飲食費、家賃、光熱水費、電話代等）

②組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費

③グループ構成員の資質向上に対する経費（視察・研修旅行費等）

④介護保険等各種サービスと重複する経費

⑤活動拠点における設備費、修繕工事費が主な経費

⑥クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、電子マネー決済、スマホ決済、商品券、ポイント及び仮想通貨等で支払った経費

※経費の支払いは現金のみ

6 助成対象期間

年度内（助成を受けた年の翌年3月末日まで）とする。

7 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長はふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成先、助成事業の採択を行い、別に定める日までにグループ宛に通知する。

8 助成事業及び資機材への表示

助成事業広報資料又は資機材には、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成」を明記する。

9 申請方法

所定の「申込書」に必要事項を記入の上、グループの「規約・会則・定款」（あれば）、役員名簿（又は活動者名簿）を添付し、郵送又は直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

なお、添付書類を含む申込書類は返却しない。

附 則

この要領は、平成29年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の助成金から適用する。